

§ 127 違反及び罰則

節	Page
127.1	違反 1
127.2	虚偽の表示及び事実の不表示 2
127.3	違反に対する罰則 2
127.4	米国出入国税関管理局及び米国税関国境警備局担当官の権限 3
127.5	防衛安全局の権限 3
127.6	違法輸出未遂における押収及び没収 3
127.7	資格剥奪 3
127.8	[Reserved] 4
127.9	命令の適用範囲 4
127.10	民事制裁金 4
127.11	過去の違反 5
127.12	自発的開示 5

典拠：Secs. 2, 38, and 42, Public Law 90. 629, 90 Stat. 744 (22 U.S.C. 2752, 2778, 2791); E. O. 11958, 42 FR 4311; 3 CFR, 1977 Comp., p. 79; 22 U.S.C. 401; 22 U.S.C. 2651a; 22 U.S.C. 2779a; 22 U.S.C. 2780.

出典：特に明記しない限り、58 FR 39316, July 22, 1993。

§ 127.1 違反

(a) 最初に必要とする輸出許可又は書面による認可を防衛取引管理部から取得しなければ、以下の行為は違法行為である：

- (1) 本副章により輸出許可若しくは書面による認可を必要とする防衛物品若しくは技術資料を米国から輸出すること若しくは輸出を企てること、又は本副章により輸出許可若しくは書面による認可を必要とする防衛役務を提供すること若しくは提供することを企てること；
- (2) 一つの外国の最終需要者、最終用途、又は仕向先から、他の外国の最終需要者、最終用途、又は仕向先に本副章により輸出許可若しくは書面による認可を必要とする防衛物品、技術資料、又は防衛役務（本副章の § 126.16(h) 及び § 126.17(h) で指定されるところにより、本副章のいずれかの除外条項に基づいて輸出許可なしに米国から輸出された防衛物品、技術資料、又は防衛役務を含む）を再輸出若しくは再移転すること又は再輸出若しくは再移転を企てること；
- (3) 本副章により輸出許可を必要とするいかなる場合においても、防衛物品を輸入すること又は輸入を企てること；
- (4) 本副章により輸出許可若しくは書面による認可を必要とする防衛物品、技術資料、又は防衛役務を共謀して輸出、輸入、再輸出、再移転若しくは提供すること、又は人に輸出、輸入、再輸出、再移転若しくは提供させること；又は
- (5) 22 U.S.C. 2778 及び 2779、又はそれらに基づいて発行された規則、輸出許可、認可、若しくは命令に違反して、何らかの防衛物品を、その防衛物品を輸出又は移転する目的で、所有したり所有することを企てること。

(b) 以下の行為は違法行為である：

- (1) 本副章に基づいて与えられた輸出許可若しくは認可、本副章に記載される除外条項、又は本副章に記載されるルール若しくは規則の条件に違反すること；
- (2) 最初に防衛取引管理部から登録されることなく又は必要な輸出許可若しくは書面による認可を取得することなく、登録及び輸出許可又は書面による認可が本副章により必要とされる仲介行為の事業に従事すること。本副章でいうところにおいて、仲介行為の事業に従事するには、本副章の § 129.2(b) で言及される行為に最低一度でも従事していることが必要である。
- (3) 登録要求事項に従わずに、米国内で、防衛物品の製造事業若しくは輸出事業又は防衛役務を提供する事業に従事すること。本副章でいうところにおいて、防衛物品の製造事業若しくは輸出事業又は防衛役務を提供する事業に従事するには、防衛物品の製造若しくは輸出又は防衛役務の提供に最低一度でも従事していることが必要である。

(c) 本副章のもとに輸出許可若しくはその他の認可を与えられたいかなる者も、又は本副章の免除に基づいて行動するいかなる者も、従業員、代理人、仲介業者、及びすべての権限を与えられた者（すなわち、防衛物品（技術資料を含む）の所有権が、国外における当該防衛物品の運用、使用、所有、輸送及び取扱いに関して委託された者）の行為について、その責任を有している。米国の司法権の対象となる国外に所在する者であって、米国から輸出された防衛物品又は本副章の § 124 で定める契約のもとに生産された防衛物品について、中間の移転の数にかかわらず、保管権を取得しているすべての者は、もともとの所有者又は移転者と同じ方法で、かつ同じ範囲で本副章の規則により拘束される。

(d) 他の者が、その時点で本副章の § 120.1(c) 若しくは § 126.7 に従って不適格であることを知っている者は、防衛取引管理部に前もって事実を開示せず、また、防衛取引管理部から書面での認可なしに、直接的又は間接的にも、いかなる方法であろうと、いかなる権利能力をもっていようと、以下のことを行ってはならない：

- (1) 上記の不適格な者のために、§ 127.2(b) で定義される輸出管理書類を申請したり、取得したり若しくは使用すること；又は
- (2) 防衛物品（技術資料、防衛役務、又は仲介行為を含む）を伴う可能性がある本副章の対象となる取引において、上記の不適格な者がそこから利益を得ること又はその中で直接的若しくは間接的な利益を得ることができる場合に、いかなる方法においても、発注、購入、受領、使用、販売、配送、保管、処分、発送、輸送、融資、その他の役務を行ったり、若しくはその取引に参画すること。

(e) 何人も、22 U.S.C. 2778、22 U.S.C. 2779、又はこれらのもとに発行された規則、輸出許可、認可若しくは命令で禁止されている行為を犯すこと、又はそれらによって禁止されている行為の看過、又はそれらによって義務付けられている行為の不作为を、承知の上で或いは故意に、企てたり、勧誘したり、行わせたり、幫助、教唆、助言、要求、誘導、斡旋、容認してはならない。

[58 FR 39316, July 22, 1993、改正 71 FR 20548, Apr. 21, 2006 ; 77 FR 16641, Mar. 21, 2012 ; 78 FR 52688, Aug. 26, 2013 ; 79 FR 8088, Feb. 11, 2014]

§ 127.2 虚偽の表示及び事実の不表示

(a) 防衛物品、技術資料、若しくは防衛役務の輸出、移転、再輸出、再移転、取得、若しくは提供でいうところにおいて、虚偽の申告又は重要な事実の虚偽の表示若しくは不表示を含む輸出又は一時的輸入管理文書を用いること又は用いることを企てることは違法行為である。輸出又は一時的輸入管理文書の中の虚偽の申告又は重要な事実の虚偽の表示若しくは不表示は、18 U.S.C. 1001、22 U.S.C. 2778 及び 22 U.S.C. 2779 でいうところにおいて、米国の省庁又は機関の管轄範囲の事柄において行なわれたものとみなされる。

(b) 本副章でいうところの輸出又は一時的輸入の管理文書には以下のものが含まれる：

- (1) 永続的な輸出、再輸出、再移転、又は一時的輸入の許可の申請書及び添付書類
- (2) 電子的な輸出情報の提出
- (3) インボイス
- (4) 仕向地申告書
- (5) 通関証明書
- (6) 一時的輸出申請書
- (7) 登録申請書
- (8) 購入注文書
- (9) 外国の輸入証明書
- (10) 積荷証券
- (11) 航空貨物運送状
- (12) 非移転使用誓約書
- (13) 本副章により規定される防衛物品、防衛役務又は仲介行為の規則又は規制の中で用いられるその他の書類
- (14) 防衛物品又は防衛役務の輸出に関連する情報を有するその他の何らかの書類

[58 FR 39316, July 22, 1993, 改正 77 FR 16642, Mar. 21, 2012 ; 78 FR 52689, Aug. 26, 2013]

§ 127.3 違反に対する罰則

以下の行為を故意に行った者は、有罪判決を受けた場合は、22 U.S.C. 2778(c)で規定される罰金刑若しくは禁固刑に処し、又はそれらを併科するものとする：

- (a) 武器輸出管理法の § 38 若しくは § 39 (22 U.S.C. 2778 及び 2779) の規定又は本法律の § 38 若しくは § 39 のいずれかのもとで発行されるルール若しくは規則、又は本副章の § 124 で特別に要求される約束事項に違反する行為；或いは
- (b) 武器輸出管理法の § 38 若しくは § 39 (22 U.S.C. 2778 及び 2779) 又はこれらのいずれかの節のもとに発行されるルール若しくは規則で要求される登録、輸出許可申請又は報告において、重要な事実について虚偽の申告を行ったり、そこに記述する事が要求されている若しくはそこでの記述に誤解を与えないために必要とする重要な事実を記述しない行為；

[58 FR 39316, July 22, 1993、改正 71 FR 20549, Apr. 21, 2006 ; 77 FR 16642, Mar. 21, 2012]

§ 127.4 米国出入国税関管理局及び米国税関国境警備局担当官の権限

- (a) 米国出入国税関管理局及び米国税関国境警備局担当官は、防衛物品又は技術資料の輸出又は計画された輸出又は一時的な輸入に関して、本副章の順守を確実なものとするために適切な措置（船舶、車両又は航空機の船積み又は荷降ろしの検査を含む）を講じることができる。これは、当該輸出が本副章のもとに発行された輸出許可又は書面による認可のいずれで承認されたものであっても適用される。
- (b) 米国出入国税関管理局及び米国税関国境警備局担当官は、本副章又は除外条項に反する防衛物品又は技術資料の輸出又は計画されたすべての輸出について調査、差押又は押収する権限を有している。
- (c) 防衛物品の輸出を認可する輸出許可又は書面による承認の米国税関国境警備局担当官への提示の際に、税関職員は、最終的な輸出に関連する書類及び情報の提出を要求することができる。これには、インボイス、注文書、パッキングリスト、船積書類、コレスポネンス[往復書簡]、指示書及び米国税関国境警備局又は米国出入国税関管理局より別途要求される書類が含まれる。

[70 FR 50965, Aug. 29, 2005、改正 77 FR 16641, Mar. 21, 2012]

§ 127.5 防衛安全局の権限

機密扱いの技術資料又は防衛物品を含む輸出の場合、防衛安全局は国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルに順守することを確実なものとする適切な措置を講じることができる（ただし、この要件が、防衛取引管理部により提供されるガイダンスと直接対立している場合を除く、この場合には後者のガイダンスに従わなければならない）。機密扱いの防衛物品又は技術資料の輸出に関して防衛安全局に要求があれば、防衛安全局の担当官又は指定された政府通達当局は、申請された輸出に関連する他の関連書類及び情報の提出を要求することができる。

[71 FR 20549, Apr. 21, 2006]

§ 127.6 違法輸出未遂における押収及び没収

- (a) 本副章の規定に違反して防衛物品を米国から輸出を企てることは、米連邦法典 22 U.S.C. § 401 における罰されるべき違反に当たる。法律に違反して米国から防衛物品が輸出若しくは移動されようとしているか、輸出若しくは移動されているか、輸出若しくは移動されたことを、知っているか、確信するかなり確かな根拠がある場合、そのような企てに関係する当該物品及び船舶、車両又は航空機は、米国法典 22 U.S.C. § 401 で規定するところにおいて、押収、没収及び処分の対象となる。
- (b) 同様に、本副章に従って一時的な輸出若しくは一時的な輸入の許可が発行された条件のいずれかに違反する企て又は本副章の § 123.2 の要求事項に違反する企てについても、米国法典 22 U.S.C. § 401 に基づいて罰せられるべき違反に当たり、そのような企てに関係する当該物品は、船舶、車両又は航空機とともに、米国法典 22 U.S.C. § 401 で規定するところにおいて、押収、没収及び処分の対象となる。

§ 127.7 資格剥奪

(a) 行政上の資格剥奪

武器輸出管理法の § 38 の運用にあたって、政治軍事担当国務次官補は、下記にリストされるいずれかの理由により、ある者の資格を剥奪し、それによって本副章の対象となるいかなる行為においても、ある者が直接的若しくは間接的に関与することを禁止することができる。

このような禁止措置は、本副章でいうところにおいて行政上の資格剥奪と呼ばれる。政治軍事担当国務次官補は、行政上の資格剥奪の適切な期間を決定しなければならない、その期間は通常 3 年の期間である。復権は自動的には行われませんが、いかなる場合でも、資格を剥奪された者は、復権の要求を提出しなければならず、本副章の対象となる行為に従事する前に復権が承認されなければならない。

(b) 制定法上の資格剥奪

~~武器輸出管理法の § 38 (g) (4) は、武器輸出管理法の § 38 (g) (1) で列挙される米国の刑事制定法に違反の~~

~~有罪判決を受けた者に対する輸出許可の発行を禁止している。輸出許可を発行する裁量権限が規定されているが、特定の法定要件が満たされた場合に限られる。国務省は政策として、武器輸出管理法に違反の有罪判決を受けた者又はこの法律に違反する共同謀議の有罪判決を受けた者が関わる輸出許可申請又は認可請求については、有罪判決後3年間は考慮しない、さらに、当該者が本副章の対象とされる行為に直接的又は間接的に関与することを禁止する。~~ そのような個人には、彼らが本政策に従って行政的に資格を剥奪されていることが通知されるものとする。そのような違反の有罪判決を受け、この根拠により資格を剥奪された者のリストは、定期的に官報で公表されるものとする。そのような場合における行政上の資格剥奪は、唯一、法の正当な手続きに従って、疑いの余地なく妥当な有罪を立証する刑事訴訟手続き（米国の法廷により実施される）の結果に基づく。~~復権は自動的には行われず、すべての場合において資格剥奪者は防衛取引管理部に復権の請求を提出しなければならない、そして、本副章の対象となった行為に従事する前に、復権について承認されなければならない。~~ 本副章の § 128 の手続きは、このような場合には適用できない。

(c) 根拠

- (1) 本節の (b) 項で記載されている制定法上の資格剥奪の根拠は、武器輸出管理法（§ 127.3 を参照のこと）に違反の有罪判決又は武器輸出管理法に違反の共謀罪である。
- (2) 本節の (a) 項及び本副章の § 128 で定められている行政上の資格剥奪の根拠は、22 U.S.C. 2778 又はこれらのもとに発行されたルール若しくは規則の違反（すなわち、当該違反が、当該違反者は将来において制定法又はこれらのルール若しくは規則を順守することが信頼できないと確信する妥当な根拠を防衛取引管理部に与えるような性格を有している場合、並びに、当該違反が本副章の § 128 に従って立証される場合）である。

(d) 上訴

本節の (c) 項に基づき不適格である如何なる者も、不適格裁定の再考を求めて武器管理及び国際安全保障担当国務次官に上訴することができる。本副章の § 128.13 で指定される手続きが、再考の上訴を提出する際に使用される。

[78 FR 52689, Aug. 26, 2013, **as amended at 81 FR 87430, Dec. 5, 2016**]

§ 127.8 [Reserved]

[71 FR 20549, Apr. 21, 2006、改正 78 FR 52689, Aug. 26, 2013]

§ 127.9 命令の適用範囲

法のくぐり抜けを防ぐ目的で、§ 127.7 に基づく政治軍事担当国務次官補による該当者の資格を剥奪する命令は、その時点で又はそれ以降（命令の期間中）において、当該資格剥奪者と提携、所有、管理、責任のあるポジション又はその他の商業上のつながりにより関係している可能性がある他のいかなる者に対しても適用できるようにすることができる。しかるべき通知及び停止措置の根拠に応答する機会が与えられる。

[71 FR 20550, Apr. 21, 2006、改正 78 FR 52689, Aug. 26, 2013]

§ 127.10 民事制裁金

- (a) 政治軍事担当国務次官補は、22 U.S.C. 2778、2779a 及び 2780 又はこれらのもとに発行された規則、命令、輸出許可若しくは書面による認可の各違反に対して、22 U.S.C. 2778、2779a 及び 2780 で認められた額を超えない価額で民事制裁金を課す権限が与えられている。この民事制裁金は、課せられる可能性がある他の法的義務又は罰金に加えて或いはそれに代わって課される場合がある。

- (b) 防衛取引管理部は以下のことを行うことができる：

- (1) 本節に基づく民事制裁金の支払い；又は

(2) 本副章のこの § 127 若しくは § 128 に基づく行政処分の完了（輸出許可若しくはその他の認可の発行、復活若しくは効力継続に対する前提条件）。

[58 FR 39316, July 22, 1993、改正 62 FR 67276, Dec. 24, 1997; 71 FR 20550, Apr. 21, 2006; 77 FR 16642, Mar. 21, 2012]

§ 127.11 過去の違反

(a) 拒絶の認定

武器輸出管理法の § 38 に従って、本副章の § 120.27 で列挙される米国の刑事制定法違反の犯罪の有罪判決を受けた者又はいずれかの米国政府機関から輸出許可を受ける資格がない者には、厳密に法令で規定された特例を条件として、輸出許可又はその他の認可を与えることができない。この規定は、そのような者が関与している輸出許可又はその他の認可の拒絶認定を確立するものである。この拒絶の認定は、防衛取引管理部によって、武器輸出管理法（公法 94-329；90 制定法 729）の施行日（1976 年 6 月 30 日）以降、この方法で有罪判決を受けた者又は不適格とみなされたすべての者に適用される。

(b) 政策

本節の (a) 項で定める者が関与する輸出許可又はその他の認可の申請を拒絶する国務省の政策に対する適用除外は考慮されないものとする（ただし、有罪判決又は輸出不適格を取り巻く特別な状況がない場合であって、かつ、申請者が法律の執行及びその他の正当な懸念を軽減するための適切な手段並びに有罪判決、不適格又は資格剥奪という結果になった原因に対処するための適切な手段を講じたことを、申請者が政治軍事担当国務次官補の得心がいくように立証した場合のみを除く）。本節の (a) 項で記載されている者であって、申請について斟酌を要求したい者は、防衛取引管理担当国務副次官補宛ての書面で、申請書が斟酌されるべき理由を説明しなければならない。政治軍事担当国務次官補が、当該申請及び書面による説明に十分なメリットがあるとの結論を下した場合、国務次官補は法律執行上の懸念に関して法律顧問室及び財務省と協議するものとし、あわせて司法省を含む他の省庁の見解を求めることもできる。防衛取引管理部が輸出許可又はその他の認可を与える場合、同じ者からのその後における申請は、以前に提供された情報を再提供する必要はないが、その代わりとして、その承諾の裁定を引用しなければならない。

(c) 資格剥奪者

§ 127.7(b) ~~§ 127.7(e)~~（法令による資格剥奪）に従って資格を剥奪された者は、法令による資格剥奪が有効な間は、本節の (b) 項で規定される手続きを利用することができない。そのような者は、~~本章の § 127.7(d)~~ で規定される手続きのみを利用することができる。

[71 FR 20550, Apr. 21, 2006, as amended at 79 FR 8088, Feb. 11, 2014; 81 FR 87430, Dec. 5, 2016]

§ 127.12 自発的開示

(a) 全般的政策

国務省は、武器輸出管理法の輸出規制条項又は武器輸出管理法の典拠のもとに発行された規則、命令、輸出許可若しくはその他の認可に違反した可能性があると考えた人（本サブチャプターの § 120.14 を参照のこと）により国防機器取引管理部への情報の開示を強く奨励する。国務省は、もしあれば、発動される行政制裁を決定する際の緩和ファクターとして自発的開示を考慮する場合がある。違反の報告をしなかった場合、結果として米国の国家安全保障及び外交政策上の利益に有害な状況を生ずる可能性があり、当該違反の適切な処分を決定する際に不利なファクターとなる。

(b) 制限

(1) 本節の条項は、武器輸出管理法及びこれらの規則の輸出規制条項の違反に関する本副章の § 128 に基づく行政処分を講じるか否かを決定する際の防衛取引管理部の審査に対して防衛取引管理部に情報が提出される場合にのみ適用される。

(2) 本節の条項は、国務省又は米国政府のその他の機関、部局若しくは省庁のいずれかが他の情報源か

ら同一の情報又は実質上同様の情報のいずれかの知識を入手し、その情報に係る調査又は取調べ（武器輸出管理法又はこれらの規則、又は武器輸出管理法のもとに発行されたその他の輸出許可、命令若しくはその他の認可に違反したか否かを裁定することを目的とする調査又は取調べ）を開始する前に、審査のため防衛取引管理部により情報が受領される場合のみ適用される。

- (3) 問題となっている行為は、自発的開示にもかかわらず、処罰、行政処分、制裁又は司法省への付託（刑事訴追が必要とされるか否かについての考慮のための付託）に値する可能性がある。後者の場合、防衛取引管理部は司法省に自発的開示の内容について通知するが、司法省はその事実何らかの重みを与えることは要求されない。防衛取引管理部は、“自発的開示”が、特定の事案における他の関連情報との関係において、もし課されるべき行政制裁があれば、どのような行政処分を課すかを決定する際の緩和ファクターとすべきか否かを考慮する単独の決定権を有している。防衛取引管理部が考慮する可能性があるいくつかの緩和ファクターは、以下の通りである：
- (i) もし適切な輸出許可の請求が行われていた場合、その取引が認可されたかどうか及びいかなる条件において認可されたか；
 - (ii) 違反が発生した理由；
 - (iii) その後の調査に対する協力の度合い；
 - (iv) その者が、将来の違反の可能性を減らすために内部コンプライアンスプログラムを制定し、改善したかどうか；
 - (v) 開示を行った者が、その者の上層部経営者の十分な理解と了解を得た上で、開示を行ったかどうか。（もしそうでなければ、防衛取引管理部は、その開示を本節で対象とする自発的開示とはみなさない。）
- (4) 本節の条項は、民事、刑事、行政、又はその他の事柄において、いかなる者によっても、コモモンロー[普通法]又はエクイティ[衡平法]上強制力のある権利、利益、特権又は保護を創出したり、供与したり、許可するものではなく、また、創出したり、供与したり、許可するべきものでもない。
- (5) 本節のいかなる条文も、本副章の § 126.1 で言及される国、それらの国の国民、又は彼らに代わって行動する者への防衛物品、技術資料、又は防衛役務の実際の又は最終的な販売、輸出、移転、再輸出、又は再移転について防衛取引管理部に報告する本副章の § 126.1(e)、§ 126.16(h)(5) 及び § 126.17(h)(5) に基づく当事者への積極的な義務を否定したり軽んじるように解釈してはならない。

(c) 通知

- (1) 自発的開示を構成する情報の開示を望む者は、以下に概説する方法で、違反に気付いた後、最初ですぐに防衛取引管理部に通知し、次に違反の疑いがあるすべての防衛取引について徹底的な精査をしなければならない。
- (i) 当該通知に本節の § 127.12(c)(2) で要求されるすべての情報が含まれていない場合、通知の日から 60 暦日以内に全部の開示が提出されなければならない、さもなければ防衛取引管理部は当該通知を自発的開示として適格であるとはみなさない。
 - (ii) その者が 60 暦日以内の期限内に全部の開示の提出ができない場合、権限を与えられた役員（本副章の § 120.25 を参照のこと）又は上級役員が書面で期間の延長を請求することができる。期間の延長の請求は、本節の § 127.12(c)(2) で要求されるどの情報が直ちに提出できないか、及びなぜ提出できないかの理由を明記しなければならない。
 - (iii) 全部の開示を提出するための期間延長を承認する前に、防衛取引管理部は、請求者に対して、彼らが一定の期間内に全部の開示を提出することを書面で保証することを求めることができる。
 - (iv) 妥当な期間内に全部の開示を提出しなかった場合、結果的に、違反に対する適切な処分を決定する際に、当該通知を緩和ファクターとして考慮しないとする防衛取引管理局による決定につながる可能性がある。それに加えて、防衛取引管理部は、請求者に対して、当該違反を取り巻くすべての関連情報を提供することを指示することができる。
- (2) 違反の通知は書面で行わなければならない、以下の情報を含めなければならない：
- (i) 違反の内容と程度についての正確な説明（例えば、認可されていない出荷、米国の輸出特権を剥奪された者との営業行為）；
 - (ii) 違反を取り巻く正確な状況（その違反が、なぜ、いつ、どこで、どのように発生したかの詳細な説明）；

- (iii) 違反を引き起こす行為に関与したことが知られている若しくは疑われるすべての者の完全な名前及び住所（郵送先住所、配送先住所、及び電子メールアドレス；電話及びファックス番号；並びにその他の知られている識別情報を含む）；
 - (iv) 国務省の輸出許可番号、除外条項の引用、又はその他の認可の説明（該当する場合）；
 - (v) 含まれているハードウェア、技術資料又は防衛役務の、米国軍需品リストのカテゴリ及びサブカテゴリ、製品の説明、数量、及び特性又は技術的な能力；
 - (vi) すでに着手された是正措置の説明（すなわち、自発的開示で示された違反の原因を対策するために実行された新たな順守への取り組み及び講じられた内部懲戒処分；さらにこれらの是正措置がこれらの特定の違反の再発を阻止するために、どのように策定されているかについて明確に特定した説明）；
 - (vii) 更なる情報が必要となる場合に備えて、開示を行う者の名前及び住所並びに、もし異なる場合は連絡先。
- (3) 自発的な開示の中で対象にすべきファクターには、例えば、当該違反が故意か不注意のいずれによるものであったか；当該違反に対して責任を有する者が法律及び規則に精通している程度；並びにその者が AECA [武器輸出管理法] のもとで以前に行政処分又は刑事訴訟の被疑者であったか否か；当該違反が組織的なものであったか否か；並びに（もし、あれば）当該違反を防止するために実施されている順守施策、手順及びプログラム（訓練を含む）の詳細を含む。直ちに書面による通知を提出することに加えて、当事者は、違反の可能性が疑われるすべての輸出関連取引について徹底的なチェックを行うことを強く求められている。

(d) 証拠資料

書面による開示には、実証する証拠書類のコピーを添付しなければならない。必要に応じて、その証拠資料には、限定されるものではないが、以下のものを含めなければならない：

- (1) 輸出許可書類（例えば、輸出許可申請書、輸出許可証及び最終需要者申告書）、除外条項の引用、又はその他の認可の説明（もしあれば）；
- (2) 積荷書類（例えば、電子的輸出情報ファイル（国内取引番号を含む）、航空貨物運送状、及び船荷証券、インボイス、及びその他の関連書類）；並びに
- (3) その他の関連証拠資料は、防衛取引管理部がそれを要求するまで、又は開示情報に対する最終裁定が行なわれるまで、開示者により保持されなければならない。

(e) 証明書

自発的開示に関連して行なわれたすべての表明は、その者の知識及び信念の及ぶ限りにおいて真実であり且つ正確であることを記載した証明書が提出されなければならない。証明書は、権限を与えられた役員（本副章の § 120.25 を参照のこと）又は上級役員（例えば、経営最高責任者、社長、副社長、財務部長、経理部長、法務部長、又は取締役のメンバー）によって実行されなければならない。違反が重大な違反であるか、組織的な違反パターンを示すか、或いは有効なコンプライアンスプログラムの欠如を反映している場合、防衛取引管理部は、当該証明書が企業の上級役員によって行われることを要求することができる。

(f) 口頭による説明

通常、書面による説明を補うのに口頭による説明は必要としない。しかし、開示を行う者がミーティングが望ましいと思うならば、請求が書面による説明に盛り込まれなければならない。

- (g) 自発的開示は、防衛取引管理部防衛取引管理コンプライアンス室に送付すること。適切な所在地住所については、防衛取引管理部のウェブサイト (<http://www.pmdtcc.state.gov>) を調べること。

[58 FR 39316, July 22, 1993、改正 70 FR 34655, June 15, 2005; 71 FR 20550, Apr. 21, 2006; 72 FR 70778, Dec. 13, 2007; 77 FR 16642, Mar. 21, 2012]